

平成27年1月より 高額療養費制度が改定されました

健康保険には、医療費が高額になって、自己負担額が上限を超えたとき、払い戻しを受けられる制度があります。これが「高額療養費制度」です。平成27年1月より、低所得者に配慮しつつ、自己負担限度額が負担能力に応じて5つに区分されました。

従来

区分	1ヶ月当たりの自己負担限度額
標準報酬月額 53万円以上	150,000円+(総医療費－ 500,000円)×1% [83,400円]
一般	80,100円+(総医療費－ 267,000円)×1% [44,400円]
低所得者 (住民税非課税者)	35,400円 [24,600円]

平成27年1月より

区分	1ヶ月当たりの自己負担限度額	
標準報酬月額	83万円以上	252,600円+(総医療費－ 842,000円)×1% [140,100円]
	53万円 ～79万円	167,400円+(総医療費－ 558,000円)×1% [93,000円]
	28万円 ～50万円	80,100円+(総医療費－ 267,000円)×1% [44,400円]
	26万円以下	57,600円 [44,400円]
低所得者 (住民税非課税者)	35,400円 [24,600円]	

※〔 〕内は多数該当。高額療養費として払い戻しを受けた月数が直近12ヶ月間で3月以上あったとき、4月分から自己負担限度額が引き下げられます。

※食事代や、差額ベッド代など保険適用とならないものは対象外です。
※通院と入院は別々の扱いとなります。

高額療養費、限度額適用認定証について詳しくは健保組合ホームページをご参照ください。

横河電機健康保険組合 <http://www.yokogawakenpo.or.jp/>

⇒「こんなときの手続き」⇒「病気やけが」⇒「医療費が高額になったとき」

平成27年1月より 出産育児一時金の法定給付額一部改定について(被保険者・被扶養者)

被保険者および被扶養者が出産したとき支給される出産育児一時金について、産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産したときは、40.4万円が支給されます。(平成27年1月より39万円から40.4万円に改定)

※産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産したときの42万円は変更なし。

平成27年4月より 任意継続保険料の標準報酬月額の上限が変更になります

任意継続保険料算出の基となる当組合の平均標準報酬月額は下記のとおり変更となります。

- 平成27年3月分保険料まで → 470,000円
- 平成27年4月分保険料以降 → 500,000円

※なお、平成27年4月分からの保険料率については2月下旬に確定予定です。

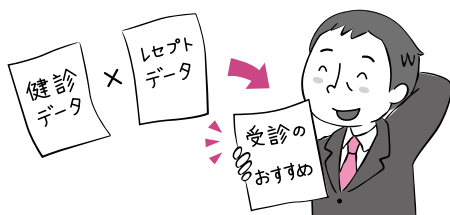
※任意継続保険料は、「資格喪失時の標準報酬月額」または「前年の9月30日における当健保組合の全被保険者の平均標準報酬月額」のうちいずれか低い月額をもって算出されます(健康保険法第47条)。

平成27年4月より データヘルス計画がスタートします

現在、健保組合では国の日本再興戦略の一環として、「データヘルス計画」の準備を進めています。これは、健保組合が保有している、皆さまの健診データやレセプトデータを分析することで、個人や事業所ごとの健康状態や医療費の状況を把握し、より効果の高い保健事業をめざすものです。

データヘルス計画で何をするの？

皆さま一人一人の健康状態に応じた健康サービスが可能になります。例えば、健診で「要治療」なのに未受診の方には、重症化予防のために受診のご案内をさせていただく等、きめ細かい保健事業が提供できます。



いつから始まるの？

すべての健保組合が平成26年度中にデータヘルス計画を作成し、平成27年度からスタートします。平成29年度までの3年間で第1期となります。

わたしたちは何をすればいいの？

皆さまの健診データがデータヘルス計画の基礎となりますので、まず健診を受診していただくよう、お願いいたします(被扶養者を含む)。また、健診後は、判定に従って健康管理に努めましょう。データヘルス計画がより効果的なものになるだけでなく、皆さまにとっても病気の予防・改善につながります。

個人情報の 取扱いについて

国が定めたガイドライン等を踏まえ、個人情報保護法を遵守することになっており、データヘルス計画においても、個人情報保護に関する法整備が進められる予定です。